

相続ニュース

Vol.0061

2015年2月2日(月)
担当：MS事業部 玉井

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン名古屋ビル1F
ASK 税理士法人 TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

土地の権利証って何？

はじめに

相続資産の6割は、土地になります。土地の権利証という言葉を目にする機会があると思います。権利証をおさらいしてみましょう。

権利書とは？

不動産上の権利の保存・移転などの登記をした時に、登記所から交付される登記済証のことです。

権利証は重要な書類ですが、権利証を紛失したとしても不動産の権利を失うわけではありません。使う場面は、限定されており不動産を担保に入れる場合や不動産を売却したり贈与したりするといった重大な場合だけです。

現在は廃止されている

現在は、権利証制度は使われおりません。平成17年に法律が変わり、権利書制度から登記識別情報制度への切り替えが行なわれました。権利証は盗まれて悪用されるケース、亡くした際に手続きが大変など、危険で不便なことから廃止されました。

便利・安全になった反面、デメリット

制度が変わり、便利になった反面デメリットもあります。今までは、権利証が盗まれなければ、他人に悪用される可能性はありませんでした。し

かし、登記識別情報は、これを知っている人がその不動産の権利者と見られます。ですから、一度他人に登記識別情報を知られるだけで、悪用されてしまう危険性があります。

「見せない・教えない・渡さない」

登記識別情報は、用紙を人に渡さないでください。また番号を教えないでください。番号を知っているだけで悪用されてしまいます。登記識別情報は、キャッシュカードの暗証番号と同じだと認識して、他の人には「見せない・教えない・渡さない」を心がけてください。

